

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第九號

鳥取縣遊興稅賦課徵收條例を次のように定める。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣遊興稅賦課徵收條例

第一條 遊興稅の賦課徵收については、法律、命令で定めるものを除いてはこの條例による。

第二條 遊興稅は料理店、貸座、カフェー、バー、旅館、貸座敷、引手茶屋、その他これに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對して、その行爲者にこれを賦課する。

2、前項の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が料理店又は旅館から供給を受けるもの

昭和二十二年四月一日 外 火 曜 日

であるときは、その飲食はこれを料理店又は旅館における飲食とみなす。

3、第一項の場所以外の場所において、遊興、飲食する場合において藝妓若しくは、藝妓に類する者又は飲食物が、藝妓置屋若しくはこれに類する場所（接待婦置屋を含む）又は仕出屋、その他飲食物を調理して販賣することを業とする場所から派出、又は供給を受けるものであるときは、その場所はこれを料理店とみなし、その遊興飲食は料理店における遊興、飲食とみなす。

第三條 遊興稅の賦課率は次の通りである。

一、藝妓の花代 料金の百分の七十五

二、藝妓の花代に類するもの（以下その他の花代という） 料金の百分の四十

三、藝妓の花代、又はその他の花代を伴う遊興、飲食又は宿泊（洋式の旅館以外の旅館における宿泊について

は飲食を含む。以下同じ)の料金、但し藝妓の花代及びその他の花代を除く。

料金の百分の四十

四、洋風の設備を有し、婦女が容席に侍して、接待するカフェー、バー及びその他の料理店における遊興、飲食の料金。但し藝妓の花代及びその他の花代を除く。

料金の百分の四十

五、前各號及び第七號以外の遊興、飲食の料金。

料金の百分の二十五

六、洋式の旅館における宿泊の料金。但し第三號に該當する場合を除く。

料金の百分の二十

七、洋式の旅館以外の旅館における宿泊の料金。但し第三號に該當する場合を除く。

料金の百分の二十

一人一泊の宿泊の料金中當該室につき定めたる朝、夕、二食附一人一泊の基準料金(以下普通宿泊料という)を超える金額については、百分の五を加算した賦課率による。

八、前項の洋式の旅館は、洋風の設備を有し、室料制によつて宿泊の料金を定めた旅館とする。

九、第一項の遊興飲食の料金は、花代、飲食料、席料その他何んの名義であろうと、第二條に規定する場所の經營者が、遊興又は飲食をした者からその遊興又は飲食について領収すべき金額の合計額による。

の他何んの名義であろうと、第二條に規定する場所の經營者が、遊興又は飲食をした者からその遊興又は飲食について領収すべき金額の合計額による。

四、第一項の洋式の旅館における宿泊の料金は、宿泊料、室料その他何んの名義であろうと、その旅館の經營者が宿泊をした者からその宿泊について、領収すべき金額の合計額から遊興、飲食の料金を控除した金額による。

五、前項の旅館以外の旅館における宿泊の料金は、宿泊料、室料、食事料その他何んの名義であろうと、その旅館の經營者が宿泊をした者からその宿泊について、領収すべき金額の合計額による。

六、前項の旅館以外の旅館における宿泊の料金は、各々その定の遊興、飲食の料金及び一人一泊の料金は、各々その定めるところによつてこれを計算する。

七、第一項、又は第三項に規定する飲食をした場合においては、通常一人前と認められる飲食物の料金額による。

八、二人以上共同して、遊興又は飲食をした場合においては、その料金を遊興又は飲食をした人員にて除して得た金額による。

九、二人以上共同して旅館に宿泊をした場合においては、その料金を宿泊した人員にて除して得た金額による。

いては、その料金を遊興又は飲食をした人員にて除して得た金額による。

三、二人以上共同して旅館に宿泊をした場合においては、その料金を宿泊した人員にて除して得た金額による。

第五條 遊興、飲食の料金が一人一回三十圓に満たない場合、洋式の旅館における宿泊の料金が一人一泊十五圓に満たない場合及び洋式の旅館以外の旅館における普通宿泊料が四十圓に満たない場合には、遊興税を賦課しない。但し次に掲げる遊興、飲食又は宿泊の料金についてはこの限りでない。

一、藝妓の花代

二、その他の花代

三、藝妓の花代、又はその他の花代を伴う遊興、飲食又は宿泊の料金。

四、洋風の設備を有し、婦女が容席に侍して接待するカフェー、バー及びその他の料理店における遊興、飲食の料金。

五、洋式の旅館以外の旅館における普通宿泊料が四十圓に満たなくとも、一人一泊について領収すべき宿泊の料金が四十圓以上となつた場合の料金。

第六條 遊興税は、第二條に規定する場所の經營者、地方税法第三十五條の規定による特別徴收義務者とする。

第七條 遊興税は、納税義務發生の都度、その發生地においてこれを徴收する。

第八條 特別徴收義務者は、毎月當の遊興、飲食又は宿泊の料金及び徴收すべき遊興税、その他必要な事項を記載した申告書を、第二條に規定する場所毎に別記第一號様式によつて、翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。但し經營を廢止した場合においては、直ぐこれを提出しなければならない。

九、前項の申告書の提出がないとき、又は知事若しくは地方事務所長において申告を不相當と認めるときは、知事又は地方事務所長はその徴收すべき遊興税額を決定する。

第九條 特別徴收義務者は、毎月分の遊興額を知事又は地

00749

方事務所長の發行する納額告知書によつて、その定める期日までに縣金庫に拂込まなければならない。

第十條 地方税法第三十六條の規定による特別徴收義務者の還付申請については、鳥取縣賦課徴收條例第五十四條の規定を準用する。

第十一條 地方税法第四十條の規定による特別徴收義務者の遊興税納入義務の免除申請については、鳥取縣賦課徴收條例第五十條の規定を準用する。

第十二條 特別徴收義務者は、少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。但し第一號から第六號までの事項は、一回又は一泊の遊興、飲食又は宿泊毎にこれを記載しなければならない。

- 一、遊興、飲食又は宿泊の年月日
- 二、遊興、飲食又は宿泊をした者の數
- 三、遊興、飲食又は宿泊の種類の種類及び種類別に賦課率の區別に従い区分した金額
- 四、二人以上共同してした遊興、飲食又は宿泊については、一人一回の遊興、飲食料金又は一人一泊の宿泊料金

五、第二條第二項又は第三項に規定する飲食については、一人一回の飲食料金

六、遊興、飲食又は宿泊の料金の領收年月日

七、調製した料金額收書用紙の枚數、及び交付した料金額收書の枚數並びに調製及び交付年月日

八、第二條に規定する場所の經營者に販賣した飲食物の品名、數量、價格及び販賣年月日並びにその買受人の住所及び氏名又は名稱

2、知事又は地方事務所長は必要ありと認めるときは特別徴收義務者に對して、帳簿にその買入れた飲食物及び飲食物の材料の品名、數量、價格、買入年月日及び賣渡人の住所、氏名又は名稱並びに遊興、飲食又は宿泊をした者の住所及び氏名の記載を命ずることができる。

第十三條 特別徴收義務者は、遊興税を徴收すべき遊興、飲食又は宿泊の料金を領收したときは、次の様式による料金額收書を、支拂者に交付しなければならない。

- 一、料理店(カフェー、バー及びこれに類する料理店を除く)貸席、貸座敷、貸座敷に類する場所、引手

00750

茶屋にありては別記第二號様式。

- 二、旅館にありては別記第三號様式。
- 三、カフェー、バー及びこれに類する料理店にありては別記第四號様式。

2、前項の規定によつて、料金額收書を支拂者に交付したときは、その寫を保存しなければならない。

第十四條 特別徴收義務者は、一人一回の遊興、飲食の料金は一人一泊の料金の對する賦課率及び前條に規定する料金額收書の様式を客席に表示しなければならない。

第十五條 知事又は地方事務所長は、特別徴收義務者に對しその業務についての帳簿書類の作成、又は保存に對して必要な事項を命ずることができる。

第十六條 藝妓、藝妓に類する者の雇主、抱主若しくはこれに準すべき者、又はその營業について仲介をする者は藝妓、藝妓に類する者の出先の場所毎に、毎回少くとも次の事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一、藝妓、藝妓に類する者の名稱
- 二、藝妓の花代又はその他の花代の金額

第十七條 藝妓、藝妓に類する者の雇主、抱主若しくはこれに準すべき者、又はその營業において仲介をする者は毎月分の藝妓の花代、又はその他の花代を藝妓、藝妓に

類する者の出先の場所毎に区分して記載した届書を、翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第十八條 特別徴收義務者は、第二條に規定する場所の經營者に販賣した毎月分の飲食物の品名、數量及び價格を買受人毎に区分して記載した届書を、翌月五日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第十九條 特別徴收義務者に對して交付すべき取扱費は、遊興税拂込額の百分の一とし、次の二期に分けてこれを交付する。

前期分 十一月 後期分 翌年五月
第二十條 罰則については、鳥取縣賦課徴收條例第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

第二十一條 遊興税の賦課徴收については、この條例に定めるものを除いては、鳥取縣賦課徴收條例を準用する。

附則

この條例は昭和二十二年四月一日からこれを施行する。この條例施行の際、旅館を經營する者は、各等級毎の宿泊料、室料、食料(朝、晝、夕食別)その他の料金を、この條例施行の日から一月以内に、知事又は所轄地方事務所長に届出でなければならない。

00751

第一號様式

注意

一、その月の分を翌月五日までに提出するものとする。
 二、税額は本月分料金に賦課率を乗じたものを記載するも
 のとし、その合計額を記載するも
 三、納付すべき税額を切り、持てたもの合計額とす

経営場の種類	昭和	年	月	日	経営者の氏名又は印	住所	市郡	町村	番地
編號又は屋號	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
昭和二十二年四月一日									
月遊興税徴収申告書									
経営場の種類	昭和	年	月	日	氏名又は印	住所	市郡	町村	番地
編號又は屋號	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
経営者の氏名又は印	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
住所	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
市郡	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
町村	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
番地	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
合計	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
納付すべき税額	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	
合計	知	年	月	日	氏名又は印	市郡	町村	番地	

00752

第二號様式

第 號

料金領收書

遊興、飲食の年月日	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金
室番號は名	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金
藝妓の花代又はその他の花代	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金
花代以外の料金	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金
合計	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金
合計	遊興、飲食の人数	遊興、飲食の料金	遊興、飲食の料金

立替金	圓	錢
總計	圓	錢
右金額領収しました。	圓	錢
昭和 年 月 日	圓	錢
収入印紙	圓	錢
貼付欄	圓	錢
宛	圓	錢

備考

(一) この領收書は複寫式により記載するものとする。
 (二) この領收書は一回の遊興、飲食毎に作成するものとする。
 (三) 藝妓の花代又はその他の花代を伴はない料金の領收書は、花代欄を省略しても妨げないものとする。
 (四) 藝妓の花代又はその他の花代を伴うときは、一人一回の料金の記載を要しないものとする。
 (五) 料金の一部を領収したときは、總計の左傍に領収金額を記載するものとする。
 (六) 知再又は所轄地方事務所長の承認を受けたときは、この様式と異つた様式によることができる。

00753

第三號様式
 第 號 料 金 領 收 書 (普通宿泊料金 圓 〃 錢)
 何 某 宛 昭和 年 月 日
 所 場氏名 經營者名 經營者名 經營者名
 収入印紙 貼付欄
 貼付欄
 下記金額領収しました。
 總 計 圓 錢

第四號様式
 第 號 料 金 領 收 書
 何 某 宛 昭和 年 月 日
 所 場氏名 經營者名 經營者名 經營者名
 収入印紙 貼付欄
 貼付欄
 下記金額領収しました。

宿泊又は飲食の年月日	人員又は數量	料 金	遊興飲食	賦課率	金 額	立替金
		圓 錢	圓 錢	圓 錢	圓 錢	圓 錢
合、計						

遊興飲食の年月日	遊興飲食の人員	一人一回の料金の何々々	圓 錢
			圓 錢
合、計			
立、替、金			
總、計			

備 考
 (一) この領收書は一回の宿泊(洋式の旅館以外の旅館にあつては飲食を含む)毎に記載するものとする。
 (二) 洋式旅館にあつては普通宿泊料の記載を要しないものとする。
 (三) 第二號様式備考(一)(五)及び(六)はるの様式に準用するものとする。

備 考
 (一) 第三號様式備考(一)(五)及び(六)はるの様式に準用するものとする。

00754

◇鳥取縣條例第十條
 臨時鳥取縣稅賦課徴收條例を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

臨時鳥取縣稅賦課徴收條例

昭和二十二年度分に限り定期に賦課すべき次の縣稅は、鳥取縣稅賦課徴收條例第五條及び第十六條の規定に拘らず次の賦課期日及び納期に依りこれを賦課徴收する。

稅 目	賦課期日	納 期
段 別 稅	全期六月一日	六月二十日より同月末日限り
船 舶 稅	同	同
自 動 車 稅	同	同
電 柱 稅	同	同
漁 業 權 稅	同	同
電 話 加 入 權 稅	同	同
ラ チ オ 稅	同	同



條 例

鳥取縣條例第十一號

鳥取縣有給縣吏員恩給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

「鳥取縣有給縣吏員恩給條例」を「鳥取縣吏員等恩給條例」に改める。

第一條 第十條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十三條及び第二十四條中「縣吏員」を「縣吏員等」に改める。

第三條 本條例に於て縣吏員等トハ縣經濟ヨリ俸給ヲ受クル縣吏員又ハ縣會議員選舉管理委員會、縣會及縣參事會ノ書記ヲ謂フ

昭和二十二年四月一日
號 外

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

第三條ノ二 縣吏員トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、監 査 委 員 (縣會議員ノ中ヨリ選任セラレタルモノヲ除ク)
- 二、委 員 (同)
- 三、縣 主 事
- 四、縣 技 師
- 五、縣 書 記
- 六、建 築 技 手
- 七、警 察 技 手
- 八、自 動 車 技 手
- 九、縣 技 手 補
- 十、農 産 物 檢 査 員
- 十一、林 産 物 檢 査 員
- 十二、蠶 業 取 締 吏 員
- 十三、船 長

00757 第2号 14

十四、機關長
十五、通信工手

附則

この條例は、昭和二十一年十月五日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第十二號

鳥取縣有給縣吏員恩給條例施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

「鳥取縣有給縣吏員恩給條例施行細則」を「鳥取縣吏員等恩給條例施行細則」に「縣吏員恩給條例」を「縣吏員等恩給條例」に「縣吏員」を「縣吏員等」に改める。

附則

この條例は、昭和二十一年十月五日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第十三號

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例を次のように定める。

昭和二十二年四月一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例第十條の規定の適用については、當分の間同條中「百分ノ二」とあるのは「百分ノ一」と讀み替えるものとする。

第二條 退職料若しくは扶助金の金額は、當分の間退職又は死亡當時の給料の額にかゝはらず、別表第一號表に掲げる給與給料の額に夫々對應する假定給料額によつてこれを計算する。

第三條 鳥取縣吏員等恩給條例第十九條の規定の適用については、當分の間同條第五項にかゝはらず、別表第二號表による。

第四條 鳥取縣吏員等恩給條例第二十五條に規定する恩給法第七十五條の規定の準用については、恩給法臨時特例第六條の規定を準用する。

第五條 昭和二十二年鳥取縣條例第八號附則第二項の縣吏員等で、同條例第三條の規定の適用を受けないもの（以下該當者という）に、前各條を適用するについては左の

00758

特例による。

一、第一條の規定を適用するについては、該當者が昭和二十一年六月三十日において現に受けた給料（以下從前の給料と稱す）の額の四十割に相當する額を各々該當者が受ける給料の額とみなす

二、第二條の規定を適用するについては、別表第一號表の規定にかゝはらず、從前の給料の月額百分の百三十に相當する額を、夫々該當者の假定給料月額とする。
三、第四條の規定を適用するについては、恩給法臨時特例施行令第一條第一項第三號の規定を準用する。

附則

この條例は、昭和二十一年七月一日からこれを適用する。

(別表)

第一號表

給與給料月額額	假定給料月額額	給與給料月額額	假定給料月額額
二〇〇圓	二〇〇圓	二六〇圓	三五圓
二二〇	二二五	二八〇	四〇
二四〇	三〇〇	三〇〇	四五

三三〇	五〇	九五〇	二二〇
三六〇	五五	一〇〇〇	二四〇
三九〇	六五	一〇五〇	二六〇
四二〇	七五	一一〇〇	二八〇
四六〇	八五	一一五〇	三〇〇
五〇〇	九五	一二〇〇	三二〇
五四〇	一〇五	一二〇〇	三六〇
五八〇	一一五	一四〇〇	四〇〇
六二〇	一二五	一五〇〇	四四〇
六六〇	一三五	一六〇〇	四八〇
七〇〇	一四五	一七〇〇	五二〇
七五〇	一六〇	一八〇〇	五六〇
八〇〇	一七五	一九〇〇	六〇〇
八五〇	一九〇	二〇〇〇	六五〇
九〇〇	二〇五		

給與給料額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の給料額に對する假定給料額による。

